

勤務時間の統一について（事務折衝）

令和4年7月7日（木）

局 側：環境局総務部職員課長他

組合側1：大阪市従業員労働組合環境事業支部 副支部長他

組合側2：大阪市職員労働組合環境局支部 書記長

（局 側）

ただいまから、勤務時間の統一にかかる事務折衝を行う。

令和3年7月より、普通ごみの午前収集拡大、夏季の炎天下での収集状況を鑑み収集開始時間を早めることとし、環境事業センターにおける新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の観点を踏まえて時差勤務を導入してきた。しかしながら、これまでの時差勤務の実施状況を検証した結果、環境事業センターにおいては当該感染症の新たな罹患者数等が減少し、感染状況が少人数で推移しており、一方で時差勤務により職員の労務管理や作業準備に相応の負担が生じるとともに、作業終了後の広聴対応等による時間外勤務の増加が認められる状況となっている。

については、現状を踏まえ、環境事業センターにおける感染症拡大防止対策、例えば収集車両、庁舎内等のマスク着用、手指消毒、飲食・喫煙時の大きな声での会話を控える等の徹底を継続しつつ、一部業務の勤務時間を変更し、勤務時間の統一を図ってまいりたいと考えているので、協議をお願いしたい。

実施時期については、協議が整い次第とし、勤務時間を変更する対象業務は、現在、勤務時間が8時30分から17時までとなっている（1）粗大ごみ担当、（2）古紙・衣類担当、（3）持ち去り行為規制担当・ふれあい担当、（4）環境整備担当の一部、（5）委託連絡調整担当（古紙・衣類）、（6）車両整備担当の一部とし、一斉休憩については、令和3年6月3日付け協定書のとおり適用除外としたい。

なお、休憩時間の設定については、職場の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えている。

（組合側1）

ただいま、局側の考え方を伺ったが、以前の時差勤務導入の際に、出勤ができない職員がいないか調査した経過があるが、その他にも、組合員の中には、出勤時間が早まることで、親の介護や子どもの送り迎え等に影響を及ぼす職員がいる可能性もあるため、組合員の生活状況を確認しながら、検討を進めるよう要請しておく。また、環境事業センターにおいては当該感染症の新たな罹患者数等が減少し、感染状況が少人数で推移しているとあるが、現在、感染者数がリバウンドしてきており、第7波の兆しが見えつつある状況であるため、実施時期については、感染者数の状況を踏まえながら検討するよう求めておく。

（局 側）

勤務時間の統一に向けては、時差勤務導入の際と同様に、各職員が通勤可能か調査するとともに、今回対象とする業務に加え、中継地では 11 時 30 分～12 時にかけて搬入台数が一定数ある状況を踏まえ、職場実態を踏まえながら、休憩時間を決定してまいりたいと考えている。なお、今回の提案については、勤務時間の統一についてであるが、それに伴って環境事業センターの開庁時間をどうしていくかもあわせて検討していく必要があると考えている。勤務時間が 8 時から 16 時 30 分となった場合、16 時 30 分から 17 時までの 30 分間における対応をどうするか課題があると考えており、その時間帯に取り漏れ等を含む市民広聴がどれくらいの件数があるか、今後、検討していくにあたって実態を把握する必要があることから、調査を実施してまいりたいと考えている。

（組合側 2）

局側の考え方について、今後の課題も含めて伺ったが、今後、技能職員の勤務時間を統一し、8 時から 16 時 30 分に開庁時間も変更される場合には、管理担当だけでなく、啓発担当も含めたすべての行政職員も同じ勤務時間となるよう求めておく。

（局 側）

勤務時間統一後の課題については、市民広聴件数の調査結果等を踏まえながら、引き続き検討してまいりたいと考えているため、ご理解とご協力をお願いしたい。

以上で、勤務時間の統一にかかる事務折衝を終了する。